

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

医療保険における中間サーバーへの加入者情報登録時に発生した誤入力ケースを参考に、福祉事務所の資格情報等の登録における誤登録の防止を目的として、誤記入例及び誤登録例を一覧化し、福祉事務所へ展開しました。

加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルールの展開

加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報 2.2.2. 周知資料の作成

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

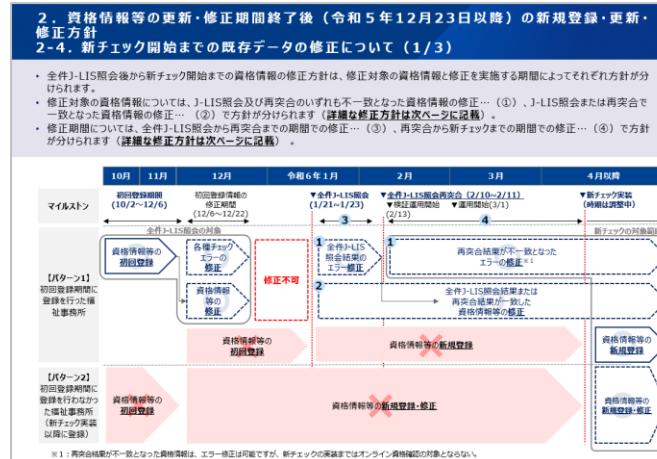
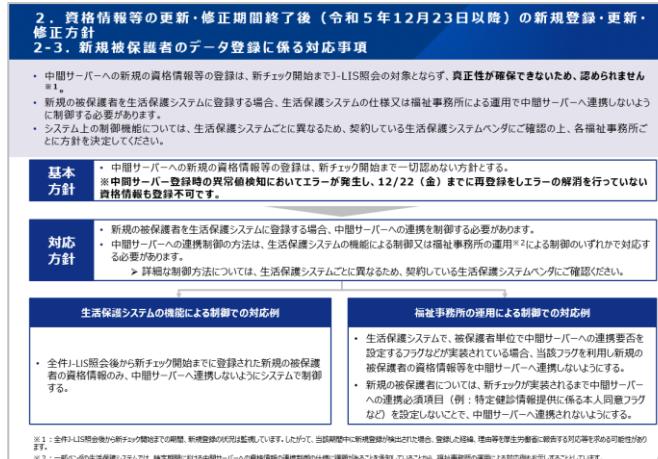
②周知資料の作成

令和6年1月21日から1月23日に実施する全件J-LIS照会前までに、中間サーバーに資格情報等を登録した福祉事務所向けに、全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針を示す資料を作成しました。

全件J-LIS照会を実施し、真正性を確保した資格情報のみをオンライン資格確認の対象とする方針であることから、新規データについては、中間サーバーに一定期間連携しないようにしていただく必要がある旨の周知を行いました。

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針に係る周知

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

被保護者におけるマイナンバーカードにおけるオンライン資格確認の利用促進を目的とした、福祉事務所から被保護者に配布するリーフレットを作成しました。本リーフレットでは、「マイナンバーカードが医療券・調剤券として利用できること」「医療扶助のオンライン資格確認における被保護者向けのメリット」「マイナンバーカードの医療券・調剤券利用に係る申込手順」等を示しています。

福祉事務所向け国民配布用リーフレット

利用申込受付中！

マイナンバーカードが 医療券・調剤券として 利用できます！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

厚生労働省

スッと置いて
ピッと認証！

医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

顔認証付きカードリーダー
医療機関・薬局の受付

どんないいことがあるの？

より良い医療が
可能に！
本人が同意すれば、
初めての医療機関でも、
今までに使った薬剤情報・診療情報等が
医師等と共有できる！

自身の健康管理に
役立つ！
マイボーネルで
自身の薬剤情報・診療情報等が
閲覧できる！

医療券・調剤券として
使える！
紙の医療券・調剤券が
電子化されることにより、
管理に関する負担の軽減や、
紛失等による再発行手続きが
不要になる！

※：マイナンバーカードの医療券・調剤券利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱ってはなりません。また、ご自身の診療情報をマイナンバーと一緒にすることはできません。
※：急迫した事由その他やむを得ない事情がある場合には、従来の紙の医療券・調剤券により医療機関等を受診することになります。

クラウドも見てね！

利用には申込が必要です 申込はカンタン！

●スマートフォンからマイナポータルで申込

まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 ●「マイナポータル」を起動する。

STEP2 ●「利用を申し込む」を押す。
※医療券・調剤券利用申込も、本手順で実施。

STEP3 ●利用規約などを確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマートにびったり当てて、読み取り開始ボタンを押します

申込完了!!

●医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーや
セブン銀行ATMでも申込できる！

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

・お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に
管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において、生活保護受給者の資格情報、医療券・
調剤券情報のほか、本人の同意があれば、診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。

1 福祉事務所職員が管理システムへ
生活保護受給者の情報を登録する

2 医療機関・薬局で情報を
閲覧できる

**申込方法は
特設ページでも
確認できます！**

**マイナーバー総合
フリーダイアル** 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間
(年末年始を除く)
平 日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

被保護者が医療機関等で医療扶助におけるオンライン資格確認を行うことによって生成されるログ情報（以下、「オンライン資格確認実績ログ」という）の活用方法を示す手引きを作成しました。オンライン資格確認実績ログを活用することで、頻回受診傾向がある被保護者や未委託の医療機関等への受診者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できる旨を周知しました。

オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引き

オンライン資格確認実績ログの活用方法の説明

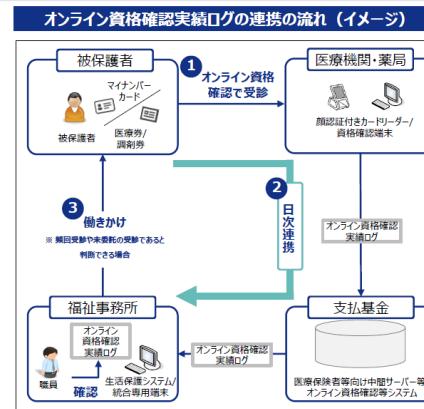
2. オンライン資格確認実績ログとは

- オンライン資格確認実績ログとは、医療機関等が行った資格確認の実績を記録したログ情報です。
- オンライン資格確認実績ログには、資格確認を実施した医療機関コード、被保護者の公費負担者番号及び受給者番号、資格確認時の日付、資格確認方法、委託有無などが含まれています。
- 生活保護システム又は統合専用端末では医療機関等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）からオンライン資格確認実績ログを日次で取得することができます。

オンライン資格確認実績ログのデータ項目※1

#	データ項目	項目説明
1	被保護者コード	自治体又は福祉事務所の被保護者コードが設定される。
2	公費負担者番号	資格情報内の公費負担者番号が設定される。
3	受給者番号	資格情報内の受給者番号が設定される。
4	医療機関コード	資格確認を行った医療機関コードが設定される。
5	資格確認時の指定日付	資格確認が行われた際に指定された日付（年月日）が設定される。
6	資格確認方法	資格確認の方法が設定される。 01：マイナンバーカードによる単件照会 ※処理時に被保護者が確実に来院/来局 02：受給者番号等による単件照会 ※処理時に被保護者の来院/来局で実施 03：受給者番号等による括弧照会 ※処理時に被保護者の来院/来局で実施 04：医療機関コードによる括弧照会 ※処理時に被保護者の来院/来局で実施
7	処理日時	資格確認が行われた処理日時が設定される。
8	委託有無	資格確認が行われた医療機関等の委託有無（医療券/調剤券情報が登録されていたか）が設定される。

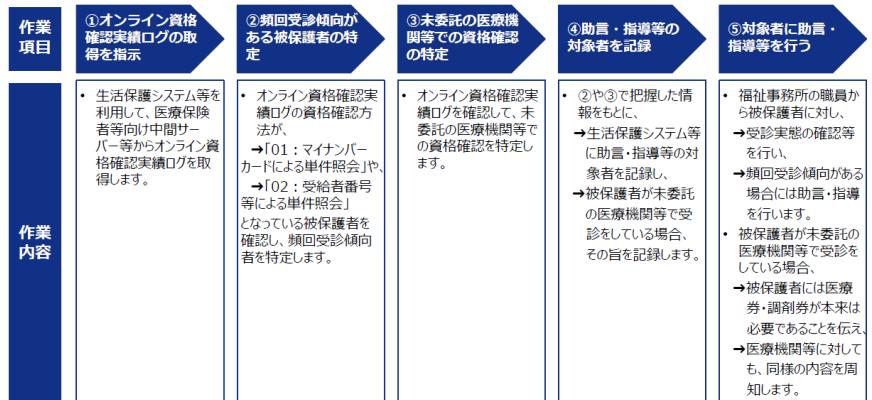
※ 1：オンライン資格確認実績ログで連携されるデータ項目の詳細については、「医療保険者等向け中間サーバー等向け外部インターフェイス仕様書」（[リンク](#)）をご確認ください。



4. オンライン資格確認実績ログの活用における福祉事務所の業務フロー

- オンライン資格確認実績ログの活用における福祉事務所の業務フローは以下の通りです。
- オンライン資格確認実績ログを取得し、必要に応じて受診実態の確認等を行ったうえで、頻回受診傾向がある被保護者に助言・指導等を行うべきか判断します。

オンライン資格確認実績ログの確認における福祉事務所の業務フロー



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

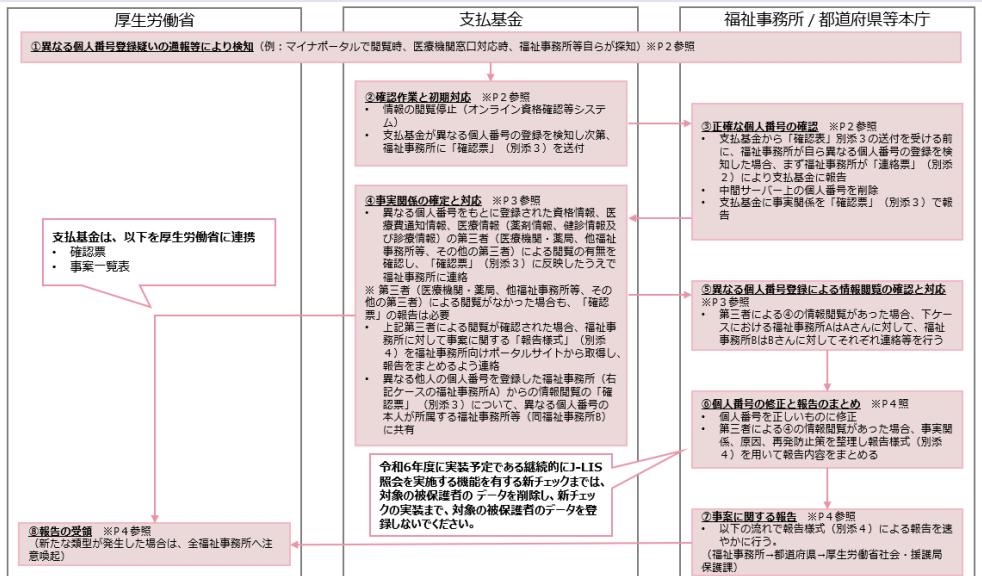
中間サーバーに登録した被保護者の資格情報について、異なる個人番号が登録されていること（個人番号の紐づけ誤り）を検知した場合の福祉事務所の対応手順を示す周知資料案を作成のうえ、貴省に連携しました。

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順を示す周知資料

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

- 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合は、以下のような枠組みで事実関係を把握し公表対応する。



福祉事務所が自ら異なる個人番号の誤登録を検知した事案の連絡票

別添4	年 月 日
●● 御中	
福祉事務所名 担当部署 担当者 連絡先(TEL: _____) (e-mail: _____)	
医療保険者等向け中間サーバーへの異なる個人番号の登録事案の報告について	
令和6年3月XX日付通知に基づき、下記のとおり報告します。	
①事案の概要 ※検知日、検知に至る経緯を含む	検知日: 年 月 日
<「被格情報」について> □ 医療機関・業局担当者の閲覧あり(患者の受診時等) □ 他福祉事務所等の閲覧あり □ 上記以外の第三者による閲覧あり ・ 上記以外の第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
<「医療情報(薬剤情報・健診等情報・診療情報)」の閲覧について> □ 医療機関・業局担当者の閲覧あり □ 他福祉事務所等の閲覧あり □ 上記以外の第三者による閲覧あり ・ 上記以外の第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
<「医療通知情報」について> □ マイナポータルでの第三者による閲覧あり ・ マイナポータルでの第三者による閲覧がある場合、具体的な閲覧者	
②影響範囲 ※該当する項目のみチェック	③本人(閲覧された者)への対応 有無: 口対応済(対応中) 口対応予定 口予定なし 方法:
※連絡の有無及び対応内容を含む	④情報の閲覧者への対応等 有無: 口対応済(対応中) 口対応予定 口予定なし 方法:
※連絡の有無及び対応内容を含む	

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

令和6年5月7日から稼働する誤入力チェックシステム'24に伴い、福祉事務所別（導入済み福祉事務所、未導入福祉事務所）の資格情報等の登録・修正方針に係る周知資料案を作成のうえ、貴省に連携しました。

誤入力チェックシステム24'の稼働に向けた対応に係る周知

誤入力チェックシステム24'の稼働に向けた対応について

パターン1の福祉事務所の対応について

- 【パトーン】社会の問題には、誤入カツラの容疑で「24の難題」で引き続き、令和5年1月21日付で会見結果連絡・医療扶助のオンライン認証協議の導入に関する賃料情報の容疑、修正方針及び件件J-15会見結果を対応した方針について（連絡）】厚生労働省社会・振興局保健政策課】に沿てて、賃料情報等の新規登録及び個人番号の修正方針を行なうとしてください。

【誤入カツラ】J-14の難題までに修正されデータを対象に実施する差分合意の確認し、データ修正及び閉館停止解除を実施いたいところがあります。

【誤入カツラ】J-14の難題以降、賃料情報等の新規登録及び個人番号の修正が可能です。

パターン1の福祉事務所の対応

パターン2の福祉事務所の対応について

- ・【パターン2】の福祉事務所は、「資格情報等の登録を開始するための条件」に係る対応を実施した旨を報告することをもって、認入力チェックシステム「24の稼働日以降、資格情報等の新規登録・修正・更新、医療券、調剤券データの送付が可能です。(厚生労働省の許可連絡はございません。)

パターン2の福祉事務所の対応

令和5年度 ～3月	4月	令和6年度 5月～
5/7 満入力チェックシステム'24導入開始▼		
<p>1 賃情報登録等の登録を開始するための条件(※)達成に向けた準備及び対応完了報告</p> <p>2 賃情報登録等の新規登録</p> <p>3 賃情報登録等の新規登録・修正・更新 / 既存登録・削除等データの送付</p>		

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

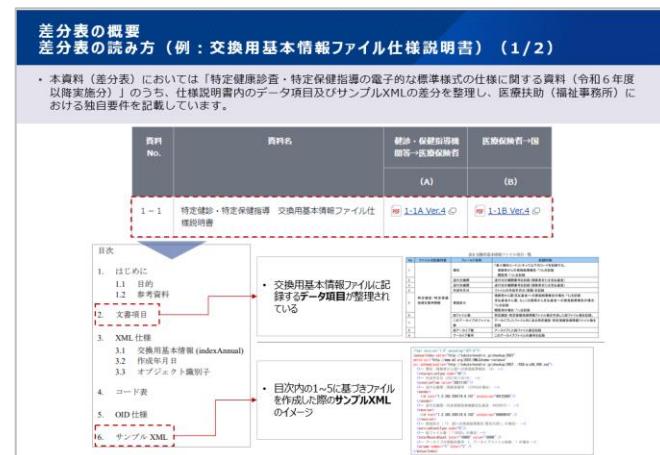
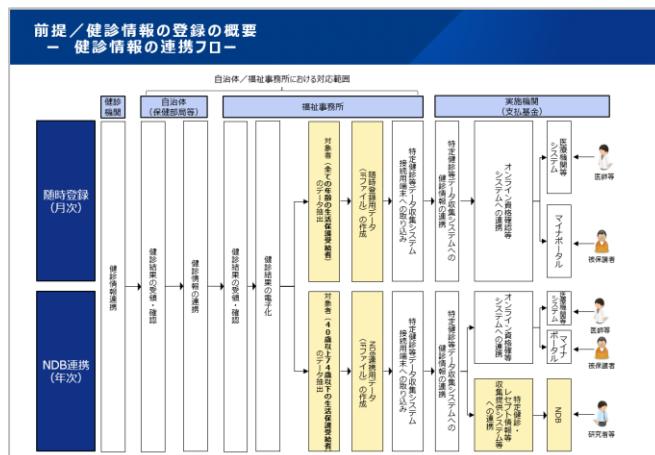
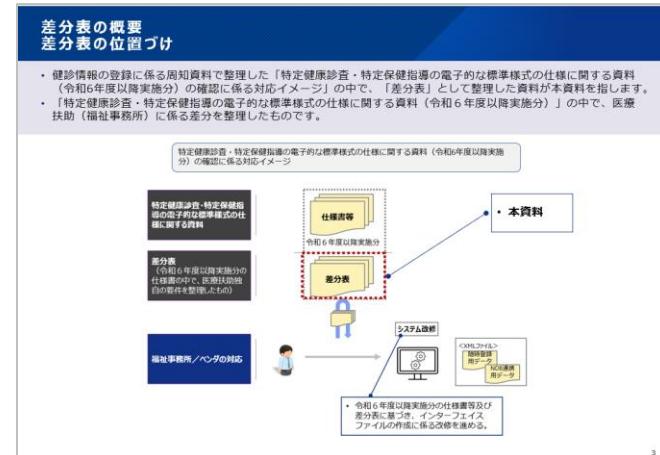
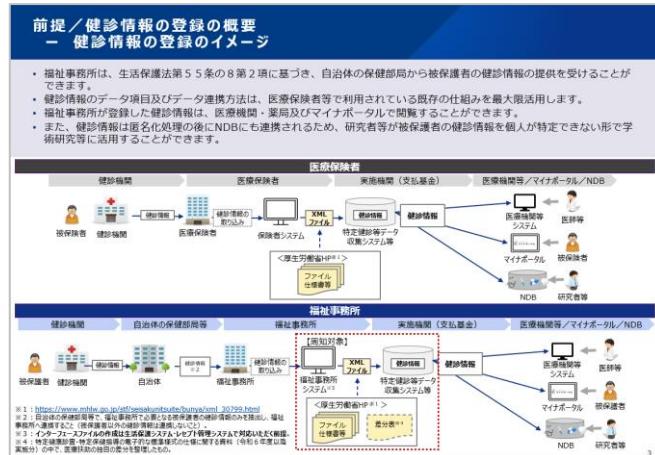
福祉事務所が健診情報の登録に係る対応の概要及びスケジュールを示す資料を更新しました。本資料では、健診情報の利用目的などを説明しつつ、福祉事務所に対する適切な対応を推進するための周知を行いました。

さらに、令和6年度以降の特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準フォーマットに関する資料において、医療扶助（福祉事務所）に関連する変更点を整理した差分表についても更新しました。

健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料/差分表

健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料

差分表



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

①福祉事務所向け
ポータルサイトの問合せ
対応

②周知資料の作成

「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料」に記載している福祉事務所の対応事項「電子証明書の申請・設定」を行うに当たり、福祉事務所に対応いただきたい内容（情報提供用Excel資料のご提供）について説明する資料を公開しました。

本資料を基に福祉事務所からご提供いただいた情報を踏まえ、電子証明書の流用可否判断・お知らせを各自治体/福祉事務所へ行うとともに、電子証明書を流用できない場合は、支払基金において、電子証明書の一括申請を実施しました。

健診情報登録における電子証明書発行申請に係る周知資料

電子証明書の発行申請及び流用に係る説明

情報提供Excelの記入方法

2. 健診情報の登録の概要

2.2 電子証明書の発行申請

- 健診情報の登録を行うためには、電子証明書の発行申請をし、特定健診等データ収集システムへ接続する必要があります。
- 条件を満たす場合は、レセプトのオンライン請求に用いている電子証明書を健診情報の登録に流用することが可能になります（詳細については、次ページ以降で説明）。
- 電子証明書の発行申請は、通常は各福祉事務所において、電子証明書の発行申請用のExcel資料の作成を厚生労働省で実施します。

3. 健診情報の登録に係る電子証明書の発行申請

3.2 バターン別の電子証明書の発行申請要否の考え方：電子証明書の流用条件

- オンライン請求の電子証明書を流用できるのは、以下の①～③の条件を全て満たす場合のみとなります。
 - オンライン請求と健診情報の登録の取りまとめ単位（データ管理単位）が同一であること
 - オンライン請求と健診情報の登録を同じ端末で実施していること
 - オンライン請求と健診情報の登録の接続方式が両方ともオンライン方式であること

オンライン請求の電子証明書を流用できる条件

電子証明書の流用が可能

①オンライン請求と健診情報の登録の取りまとめ単位（データ管理単位）が同一であること

②オンライン請求と健診情報の登録を同じ端末で実施していること

③オンライン請求と健診情報の登録の接続方式が両方ともオンライン方式であること

①～③の全ての条件を満たす場合は、電子証明書の流用が可能です。

いずれかの条件を満たさない場合は、健診情報の登録のために新たな電子証明書の発行申請が必要となります。

3. 健診情報の登録に係る電子証明書の発行申請

3.3 健診情報の登録に係る電子証明書の設定に向けた情報提供の手引き（3/4）

（続き）

【データ管理単位】
健診情報の登録の取りまとめ単位をご回答ください。
○福祉事務所単位：各福祉事務所でオンライン請求を実施
○自治体単位：本庁・代表福祉事務所でオンライン請求を実施
※本資料P. 6 参照

【代表公費負担者番号】
健診情報の登録で取りまとめを行う本庁又は代表福祉事務所の公費負担者番号（電子証明書のID）を、取りまとめ自治体が確認し、ご記入ください。
※データ管理単位が福祉事務所単位の場合は「-」をご記入ください。
※本資料P. 6 参照

【ネットワーク設置状況】
健診情報の登録を実施するネットワーク設置状況をご記入ください。
接続方式がクラウドの場合は、ネットワークの設置対応は不要です。
※本庁又は代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「-」をご記入ください。

【取りまとめ主体】
自治体単位で取りまとめを実施する場合、各福祉事務所を取りまとめの代表の福祉事務所は「○」。代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「×」をご記入ください。
※本資料P. 6 参照

【接続方式】
健診情報の登録において、採用している接続方式（オンライン/クラウド）をご記入ください。
※本庁又は代表福祉事務所に取りまとめられる福祉事務所は「-」をご記入ください。
※本資料P. 7 参照

【端末名称等】
電子証明書を設定する端末名称をご記入ください。
※端末の名前で構いません。
※電子証明書期限切れ支払基金が通知する際に必要となります。

【接続端末】
オンライン請求用の端末と健診情報登録用の端末が同一か異なるかについてご回答ください。
※オンライン請求・健診情報登録の接続方式が共にオンライン方式の方のみ回答の対象となります。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

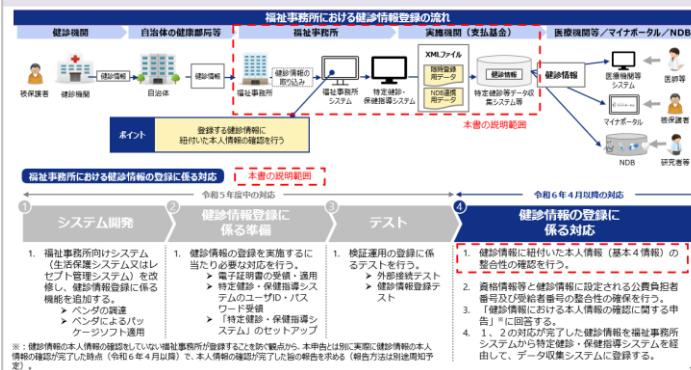
令和6年4月1日から開始する健診情報の登録に当たって、被保護者が別の被保護者の健診情報を閲覧してしまうことがないよう、各被保護者の資格情報等と健診情報を正しく紐付けるため、各自治体及び福祉事務所の皆様に「①健診情報が確実に本人情報であることの確認」、「②健診情報と受給者番号の整合性の確保」の方針及び手順について説明する資料を公開しました。

健診情報における本人情報の確認方針及び手順に係る周知資料

健診情報における本人情報の確認方針及び手順について

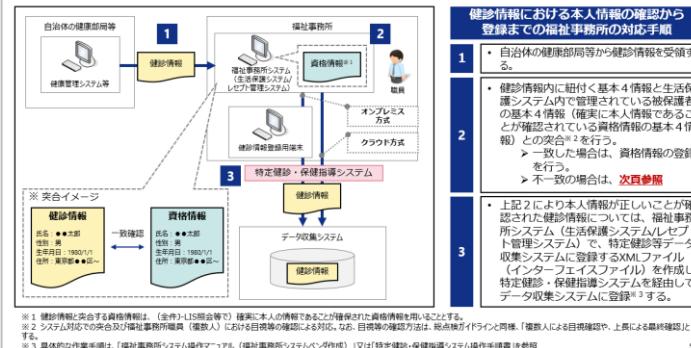
2. 健診情報の登録における対応

- ・健診情報の登録において福祉事務所に行っていたい対応は、①システム開発、②健診情報登録に係る準備、③テスト、④健診情報登録に係る対応の4点です。
 - ・本書では、福祉事務所における健診情報に紐付いた本人情報の確認の方針及び作業手順を示します。



4. 健診情報における本人情報の確認から登録までの流れ

- ・自治体の健診局等から健診情報を受け、福祉事務所システム(生活保護システムヒューバル管理システム)で健診情報と資格情報一一致確認により本人からの確認を行ない、データ収集・入力・登録するまでの対応の流れは、以下のとおりです。
 - ・福祉事務所システムからデータ収集システムへ健診情報を登録する準備として、生活保護システムで管理されている被保護者の基本4項目(性別、年齢、学年、学年)の登録を行なってください。
 - ・(本人情報)扶養親方(扶養者)の登録(扶養親方の性別、年齢、学年)の登録を行なってください。



①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

3. 健診情報における本人情報の確認及び登録における基本方針

- ・データ収集システムへの被保護者の健診情報の登録に当たっては、原則として、健診情報に組付く基本4情報^{※1}、^{※2}と生活保護システム内に管理されている被保護者の基本4情報（住基システム等との同様の基本4情報）との合意結果が一致した情報を登録していく必要がございます。
 - ・特別な配慮が必要なDV・虐待等被害者の方には、自己情報提供不可フлага及び不開示該当 flagged の設定による対応をお願いします（詳細は、「医療扶助のアントライン資格認定における情報制御側の周知資料^{※3}」を参照）。

前提

- 原則として、健診情報は、確実に本人であると確認できた情報のみをデータ収集システムに登録することとする（本人と確認できない場合は、登録を行わない）。

登録する健診情報は、自治体の健康部局等から提供されたそのままのデータを登録することとする（福祉事務所にて健診情報の修正を行わない）。

被扶養者の扶養格付け情報等と健診情報を正しく紐付けるために、それぞれに設定する公費負担者番号及び受給者番号の整合性を確保する必要があります。

基本

- 健診情報に組付く基本4情報と、生活保護システム内で管理されている被保護者の基本4情報の合致により、本人情報であることを確認を行う。²⁾
上記手段として、令和6年度4月時点では、システム対応での合致及び福祉事務所職員（複数人）における目視確認や、上記による確認を併用する。
被保護者の個人情報等と健診情報を正しく紐付けるために、それぞれに設定する公費負担者番号及び受給者番号の合致性の確認を行なう。

5. 基本4情報の不一致時の対応について

- ・自治体の健康課等から受領する健診情報に紐付く基本4情報は、健診受診時の情報であり、**最新の基本4情報（主に氏名や住所）**と異なる「**ベース**」を有します。
 - ・個別情報等に付ける基本4情報は、生活保護システムで管理されている被保護者の基本4情報が一致しない場合、**生活保護システムの過去の変更履歴等**に付ける、確実に本人である**確認捺印**を行ってください。
 - ・**確実に本人であると捺印された場合は、当該出席の健康診査は、修正をせずに登録作業を行ってください。**
 - ・**確実に本人であると捺印されない場合は、当該出席の被保護者の健診情報は、逐一「**收集シラバス**」の手順を行なってください。**

基本4情報の不一致時の対応方針

ユースケース	具体例	対応方針
基本情報の不一致	<p>本人確認できた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所や氏名等が異なるが、生活保護システムの過去の履歴登録等で本人があることが確認できる。 名前が完全に異なり、生活保護システムの過去の変更履歴等で確認しても本人であるか判別がつかない性別。年生月日が一致である。 <p>本人確認できない場合</p>	自治体の健康部局等から受け取った健診情報は、修正をせずに登録する。
		健診情報は登録しない。

不一致時の項目別の確認/対応方法

基本4情報の不一致項目		確認/対応方法
氏名（カナ氏名も司）		・生活保護システムの過去の変更履歴を確認していただき、健診情報に紐付く氏名（カナ氏名も司）と一致するか確認する。
性別		・性別が不一致の場合は、当該健診情報は登録しない。
生年月日		・生年月日が不一致の場合は、当該健診情報は登録しない。
住所		・生活保護システムの過去の変更履歴を確認していただき、健診情報に紐付く住所と一致するか確認する。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 周知資料の作成

福祉事務所システムベンダに対し、健診情報の本人情報確認に関する基本方針や、全件J-LIS照会後の資格情報登録方針などについてご理解いただくために、説明会を実施しました。本説明会は、福祉事務所システムベンダが、福祉事務所の健診情報や資格情報の登録に関する運用について理解を深め、福祉事務所へのシステム導入等を円滑に実施いただくことを目的としました。

①福祉事務所向け ポータルサイトの問合せ 対応

②周知資料の作成

健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料

健診情報の登録に係る説明

健康管理システム/福祉事務所システムの標準化について

前言

- 令和6年4月の健診情報登録に向けては、キー項目の有無に関わらず、基本4情報の突合を真正性確保の条件とする

健診情報の真正性確保の方針および今後のスケジュール（1/2）

ご共

- ・ **真正性確保の方針**
 - ・ 健診情報の真正性確保は、キー項目（公費負担者番号・受給者番号・宛名番号・ケース番号/世帯員番号等）の有無に関わらず、**基本4情報を突合すること（運用が確立されていること）**を条件に登録を認めるところとする。

真正性確保のパターン例　真正性の確保方法

OK

- The diagram illustrates the flow of medical record information between the Health Insurance Bureau (健康保険庁) and the National Health Insurance Bureau (国民健康保険庁). It shows the exchange of '健診情報' (Health Checkup Information) and '被保険者の就労状況' (Employment Status of Insured Persons) between the two agencies. The National Health Insurance Bureau also receives '被保険者の就労状況' from local health insurance bureaus ('地方健康保険庁') and provides '被保険者の就労状況' to the National Tax Agency ('国税庁').

パターン

- う

 - ・健診時に基本4情報を収集でききれない
 - ・キー項目の有無に問わらず、基本3情報以下でしか、突合を実施できない

※：令和7年度の健康管理システム/福祉事務所システムの標準化（2.0版）において、真正性確保は基本4情報の突合により担保する前提のもとで、突合するためのキー項目として宛名番号を健康管理システム/生活保護システムの必須項目に設定する予定。

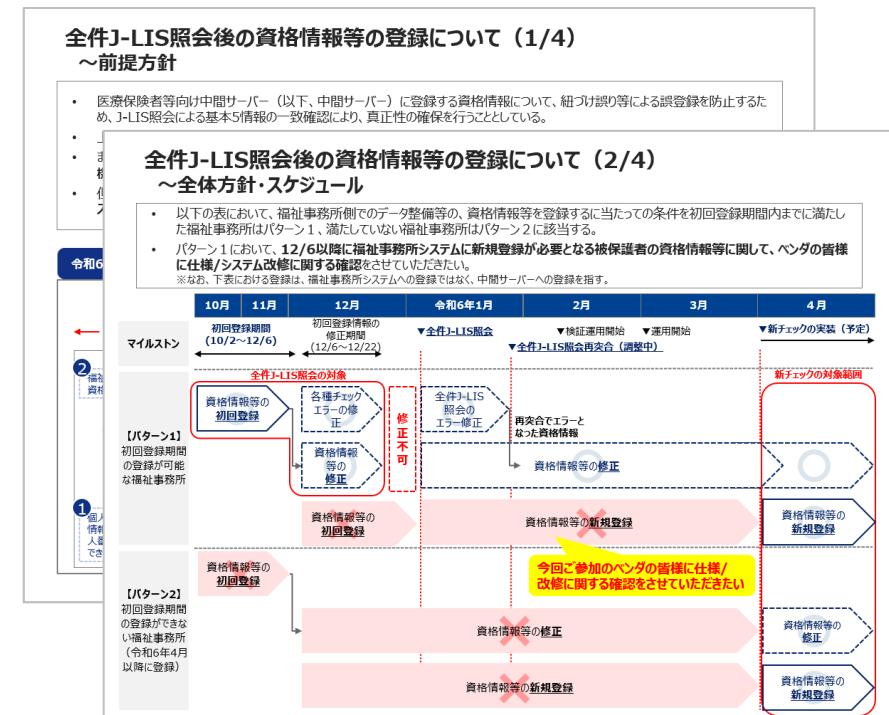
資格情報等の登録に係る説明

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録について（1/4） ～前提方針～

- ・ 医療保険者等向け中間サーバー（以下、中間サーバー）に登録する資格情報について、紐づけ誤り等による誤登録を防止するため、J-LIS照会による基本5情報の一致確認により、真正性の確保を行うこととしている。

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録について（2/4） ～全体方針・スケジュール

- 以下の一表において、福祉事務所側でのデータ整備等の、資格情報等を登録するに当たっての条件を初回登録期間内までに満たした福祉事務所はパターン1、満たしていない福祉事務所はパターン2に該当する。
 - パターン1において、**12/6以降に福祉事務所システムへ新規登録が必要となる被保護者の資格情報等**に関して、ベンダの皆様に仕様/システム改定に関する確認をさせていただきます。
※なお、下表における登録番号は、福祉事務所システムへの登録ではなく、中間サーバーへの登録を指す。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

令和5年度の福祉事務所向けの主な周知実績を以下に整理しました。

福祉事務所向けの主な周知実績（1/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容
令和5年4月	健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料・差分表（第2版）公開
	医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料の公開
	福祉事務所向けリーフレット（不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグ）の公開
令和5年7月	健診情報の登録における電子証明書の発行申請に係る周知資料の公開
	【事務連絡】総合運用テスト/運用テスト実施のご依頼
	資格情報等の登録手引き/データ整備のチェックリストの公開
令和5年8月	【事務連絡】外部接続テスト（本番環境）実施のご依頼
	資格情報等のデータ整備完了報告フォームの公開
	健診情報の登録におけるユーザ申請に係るアンケートの実施
	【事務連絡】資格情報等の初回登録に係るご依頼
令和5年9月	【事務連絡】資格情報等の修正に係るご依頼
	【事務連絡】健診情報のデータ整備に係る事前周知
	医療扶助のオンライン資格確認に関する周知ガイドライン説明資料の公開（福祉事務所から地域医療機関等への説明資料）

1 福祉事務所による資格情報等の
真正性確保の働きかけ

2 福祉事務所→医療機関等への
導入促進

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

福祉事務所向けの主な周知実績（2/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容	
令和5年12月	【事務連絡】全件J-LIS照会後の資格情報等登録に係るご依頼	3 全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針
	外部接続テスト（本番環境）（健診情報）計画書の公開	
令和6年1月	【事務連絡】外部接続テスト（本番環境）（健診情報）実施のご依頼	
	外部接続テスト（本番環境）（健診情報）セットアップ資材（正式版）の提供	
	運用テスト（健診情報）計画書の公開	
令和6年2月	運用テスト（健診情報）仕様書（一式）の公開	
	【事務連絡】検証運用開始に伴う対応のご依頼	4 運用開始前の早期の課題抽出
	健診情報登録テスト計画書の公開	
令和6年2月	特定健診・保健指導システム操作手順書【運用編】<福祉事務所用>の公開	
	健診情報における本人情報の確認方針及び手順に係る資料の公開	
	健診情報の本人情報確認に向けた対応に係るアンケートの実施	5 健診情報が確実に本人情報であることの確認
	【事務連絡】健診情報の登録に当たっての対応のご依頼	
令和6年2月	【事務連絡】運用開始に伴う対応のご依頼	6 運用開始の周知

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

福祉事務所向けの主な周知実績（3/3）

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

周知時期	主な周知内容	
令和6年3月	健診情報のデータ整備完了報告フォームの公開	7 被保護者のオンライン資格確認の利用促進
	【事務連絡】健診情報の登録開始のご依頼	8 オンライン資格確認実績ログの活用の促進
	福祉事務所向けリーフレット（マイナンバーカードの取得促進・初回登録等）の公開	
	オンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引きの公開	

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

1 福祉事務所による資格情報等の真正性確保の働きかけ

背景

- マイナンバーと各種制度情報との紐付け誤りの事例が複数確認されたことを踏まえ、真正性を確保した情報のみを登録する仕組みを構築し、誤った情報を登録させないことが肝要である。

対応

- 各福祉事務所において、正確な資格情報等を中間サーバー等に登録することができるよう、登録に当たっての確認のポイント・注意事項、誤登録防止に向けたケース別の対応例等を示した「資格情報等登録の手引き」及び個人番号の真正性の確保や受給者番号の固定化の徹底等について、自己点検を実施いただくための「データ整備のチェックリスト」を送付。資格情報等の誤登録防止に向けた対応を確実に実施いただくよう令和5年8月より周知を実施した。
- 令和6年1月以降、下記それぞれのタイミングでJ-LIS照会の実施、また実施に向けた周知を実施した。
 - 全件J-LIS照会/全件J-LIS照会再突合：照会時点の既存の全登録情報について、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と突合。また、1回目で突合結果が不一致だった資格情報等を対象とした再突合を実施。
 - 3月末J-LIS照会：3月末時点で未導入の福祉事務所のみを対象とし、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報との突合を実施。
 - 誤入力チェックシステム'24によるJ-LIS照会/稼働前の差分突合：新規登録情報や既存の全登録情報の変更時に、住民基本台帳ネットワークシステムの登録情報と自動的に突合を実施。また、稼働直前にそれまで修正されたデータを対象とした突合を実施。

2 福祉事務所⇒医療機関等への導入促進

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等が存在しており、医療機関等でオンライン資格確認の導入が進んでいない。

対応

- 福祉事務所が地域の医療機関・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を福祉事務所向けポータルサイトにおいて公開し、医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認の理解を深め、導入の推進を図った。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

3

全件J-LIS照会後の資格情報等の登録・修正方針

背景

- 令和6年1月の全件J-LIS照会後～誤入力チェックシステム'24迄の期間に新規に登録する資格情報等は、J-LIS照会による真正性の確保が行えないことを踏まえ、該当機関における新規登録の方針をどのようにするか検討の上、周知する必要がある。

対応

- 初回登録後の新規資格情報等は全件J-LIS照会の対象とならないため、誤入力チェックシステム'24の稼働までオンライン資格確認の対象としない。
- 一方で主要ベンダの仕様上生保システムの情報が自動でオンライン連携されるため、福祉事務所の運用回避またはシステム改修により、新規資格情報等の連携を制御いただく。
- 初回登録後、誤って登録されてしまった新規資格情報についても検知し、対象の福祉事務所へ連絡し、データを削除いただく。

4

運用開始前の早期の課題抽出

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に先立って、医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行う必要がある。
- 検証運用開始以降、医療保険者等向け中間サーバーに登録された資格情報等で真正性が確保されている被保護者につきましては、委託先医療機関・薬局（医療扶助のオンライン資格確認が導入済の場合に限る）において、マイナンバーカードによる資格確認等が実施可能となることを明に周知する必要がある。

対応

- 令和6年2月13日（火）～2月29日（木）の期間で医療扶助におけるオンライン資格確認の検証運用を実施し、本番稼働に先駆けて医療扶助のオンライン資格確認を実施する際に発生するであろう運用面およびシステム面での課題を早期に抽出し、対応策の検討・策定を行った。
- 福祉事務所向けポータルサイトの問合せにおいて、検証運用開始に伴って課題が発生していることを検知した場合は、福祉事務所の課題として一元管理を行い、他福祉事務所への周知等横展開の検討を行った。
- 検証運用開始以降、委託先医療機関・薬局に受診する際にマイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となる旨を被保護者へ周知する対応を福祉事務所に依頼した。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

5

健診情報が確実に本人情報であることの確認

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認が導入された後、福祉事務所から特定健診データ収集システムを経由してオンライン資格確認等システムに被保護者の健診情報が登録されることで、被保護者もマイナポータル上で健診情報の閲覧が可能となる。
- 資格情報と同様に、被保護者の健診情報に紐付く本人情報が正しいものとなっているかを確実に確認した上で、健診情報を登録する必要がある。

対応

- 資格情報の登録における真正性確保と同様の条件とし、健診情報と資格情報についてキー項目の有無に関わらず、基本4情報を用いて突合することで整合性を確認することを条件とすることで健診情報が確実に本人情報であることを確認した。
- 健診情報の登録に係る運用確立に向け、福祉事務所システムベンダには令和5年11月、福祉事務所には令和6年3月に対応方法の周知を実施した。
- 健診情報の本人情報の確認をしていない福祉事務所が登録することを防ぐため、実際に健診情報の本人情報の確認が完了した時点（令和6年4月以降）で、本人情報の確認が完了した旨の報告を求めた。

6

運用開始の周知

背景

- 令和6年3月1日、医療扶助のオンライン資格確認の運用が開始され、被保護者本人がマイナポータル画面で、資格情報や医療券・調剤券情報等の閲覧が可能となる。
- 各福祉事務所に対して、運用開始に当たっての留意事項を改めて周知する必要がある。

対応

- 被保護者が医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの委託先医療機関等で受診する際、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となることに加えて、被保護者がマイナポータルにおいて資格情報等の閲覧が可能となる旨を被保護者へ改めて周知するよう福祉事務所にお願いした。
- 被保護者が委託先医療機関等で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことに加えて、被保護者のマイナンバーカードの取得及び初回登録の促進に向けた積極的な働きかけをお願いした。
- 医療扶助のオンライン資格確認が未導入である福祉事務所、委託先医療機関等の場合、または導入済みの福祉事務所においてオンライン資格確認の対象外となる被保護者がいる場合、委託先医療機関等及び被保護者に対して、紙の医療券・調剤券による運用を継続するとともに、委託先医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードによる資格確認が利用できること、また、被保護者のマイナポータルでの資格情報等の閲覧ができない場合があることについて、改めて周知をお願いした。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

7 被保護者のオンライン資格確認の利用促進

背景

- 令和6年3月、医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に伴い、被保護者のオンライン資格確認の利用を促進させる必要がある。

対応

- 令和5年1月、福祉事務所向けに「福祉事務所向け国民配布用パンフレット」及び「リーフレット案」を配布していたが、オンライン資格確認の利用開始に合わせて、新たなリーフレットを作成し周知を呼びかけた。
 - 令和6年3月、事務福祉事務所向けポータルサイトに福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを公開した。
 - リーフレットは、マイナンバーカード利用のメリットや方法について詳細に説明し、被保護者の利用促進に資する情報提供を行った。

8 オンライン資格確認実績ログの活用の促進

背景

- 医療扶助におけるオンライン資格確認等を実施することで、オンライン資格確認時に資格確認の実績が記録（以下、「オンライン資格確認実績ログ」）される。
- オンライン資格確認実績ログを活用することで頻回受診傾向がある被保護者の把握や未委託の医療機関等で資格確認を行った被保護者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できる。
- 運用開始に伴い、改めて福祉事務所にオンライン資格確認実績ログの活用方法の周知を行う必要がある。

対応

- 令和6年3月、事務福祉事務所向けポータルサイトにオンライン資格確認実績ログの活用に係る福祉事務所向け手引きを公開した。
- オンライン資格確認実績ログを活用することで、頻回受診傾向がある被保護者や未委託の医療機関等への受診者の一次スクリーニングに役立つ情報が得られ、早期発見が期待できることを示した。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.1. 医療機関・薬局向け周知広報の対応概要

医療機関向け総合ポータルサイト、医療機関等ONS等から寄せられる医療機関・薬局及びシステムベンダに係る問合せのうち、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。

また、医療機関・薬局等が円滑にオンライン資格確認を導入できるよう、接続・運用テスト、補助金申請、運用開始等のマイルストンに沿って、適宜必要な対応についての周知資料の作成を行いました。

医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会は電子処方箋に係る説明と合同で開催することで、関係者の負荷軽減を図りました。なお、合同開催については、個別開催より参加者を増加させることも意図しました。

医療機関・薬局向け周知広報の対応概要

①医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

- 医療機関・薬局システムベンダ向けに「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料を作成しました。
- 上記の資料を基に、オンラインで説明会を開催しました。なお、説明会は電子処方箋に係る説明と合同で開催しました。

②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

- 医療機関・薬局及びシステムベンダからの問合せにおいて、貴省にて回答すべきものについて、回答文案の作成を行いました。
- 回答文案の作成に当たっては、必要に応じて、貴省、支払基金、各システムベンダ等の関係者と協議を行いました。
- また、よくある問合せを分析し、医療機関・薬局等全体への周知が必要だと判断した事項については、周知資料への反映またはFAQの公開を実施しました。

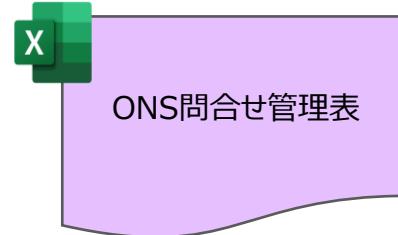
③周知資料の作成

- 医療機関・薬局及びシステムベンダの各マイルストンに沿って、適時必要な対応についての周知資料を作成しました。
- 厚生労働省HP、医療機関等向け総合ポータルサイト、医療機関等ONSといった各種HPやオンライン請求システム上のポップアップを利用し、制度・導入の周知を実施しました。

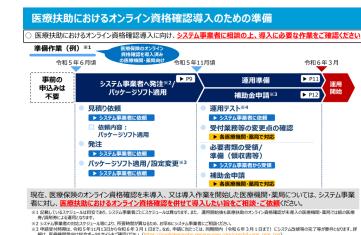
医療機関等ベンダ向け説明会資料



ONS問合せ管理表



医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

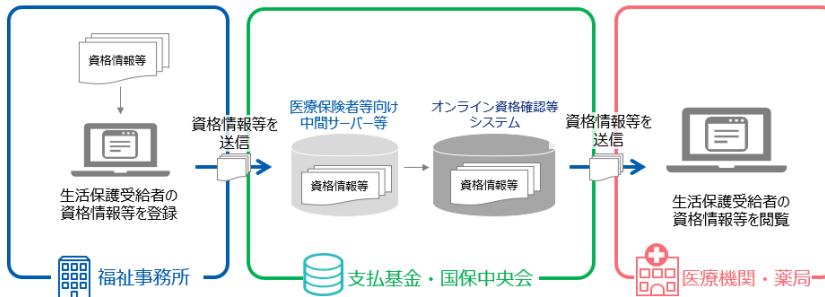
医療機関・薬局システムベンダを対象とした「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料を作成しました。資料については医療扶助のオンライン資格確認の概要の説明に加え、想定される質疑に対する回答を作成することで医療機関・薬局システムベンダの理解の醸成を図りました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の概要

医療扶助のオンライン資格確認の意義

- 医療扶助のオンライン資格確認とは、オンライン資格確認等システムの基盤を利用し、現在紙で行われている医療券/調剤券による資格確認の運用を、電子で実施する仕組みである。医療保険等の加入者と同様に、生活保護受給者の資格情報等がオンライン資格確認の対象となる。
- マイナンバーカードを用いた本人確認により、医療機関や薬局において健診情報や薬剤情報等を閲覧できるようになる。



質疑応答

Q1.

医療保険・医療扶助の併用の患者において、医療保険と医療扶助の2つの情報が同時に返却されるのは、マイナンバーカードによる資格確認の場合のみで、例えば医療扶助の公費番号と受給者番号を使って資格確認要求（OQS-IF-001）をした場合、返却される資格確認結果（OQS-IF-002）は医療扶助の情報のみで医療保険の資格情報は格納されないということでしょうか。

A1.

医療保険/医療扶助の併用ケースでは、被保険者証で資格確認した場合は、医療保険の資格情報のみ連携されます。

また、医療券/調剤券で資格確認した場合は、医療扶助の資格情報のみ連携されます。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

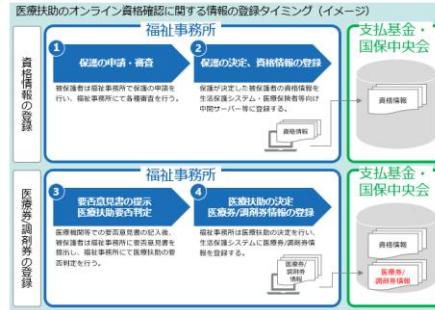
「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたベンダ向け説明会」資料にて、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能の説明を抽出した「差分」説明資料を作成することで、医療保険のオンライン資格確認との違いを把握しやすくなるように配慮しました。

「差分」説明資料

医療保険のオンライン資格確認との主な差分①～④

医療保険のオンライン資格確認との主な差分① 証情報（医療券/調剤券情報）の登録タイミング

- 医療扶助の資格確認で利用される医療券/調剤券は、要否意見書等の手続きを踏まえた上で、福祉事務所が医療機関・薬局・医療の給付等を委託する制度（生活保護受給者が診療等を受ける医療機関・薬局が指定される）の運用の中で発行されている。
- そのため、生活保護の受給が決定された時点では資格情報が登録され、また、医療扶助の利用が決定された時点では医療券/調剤券情報が登録されることとなる。



POINT①
生活保護が決定した段階で、資格情報の登録を行う。

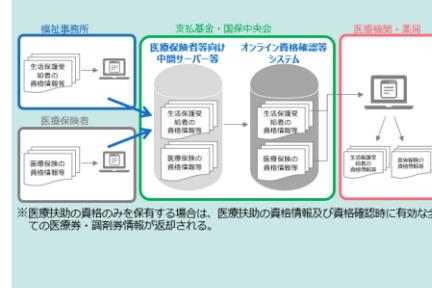
POINT②
医療扶助の決定後、医療券/調剤券情報を登録する。

POINT③
福祉事務所より医療等の委託を受けている医療機関・薬局において医療券、調剤券が表示される。

医療保険のオンライン資格確認との主な差分② 医療保険・医療扶助両方の資格を保有する生活保護受給者

- 医療保険・医療扶助両方の資格を保有する生活保護受給者が存在するため（生活保護受給者全体の2%程度）、オンライン資格確認システムから医療機関・薬局システムに有効な資格情報等が複数連携されるケースが発生する。

医療保険と医療扶助両方の資格を持つ被保護者の情報連携の流れ（イメージ）

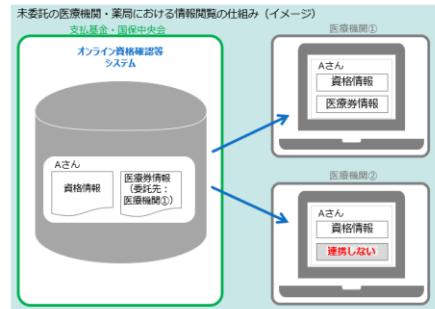


POINT①
医療保険及び医療扶助の資格を持つ場合は、医療保険の資格情報等は医療保険者によって登録される。

POINT②
医療保険及び医療扶助の資格を持つ場合は、資格確認時ににおいて両方の資格が返却される。

医療保険のオンライン資格確認との主な差分③ 未委託の医療機関・薬局における情報閲覧

- 福祉事務所から生活保護受給者の医療の給付等が委託された医療機関・薬局のみ、当該生活保護受給者の医療券/調剤券情報を閲覧することができる。
- 未委託の医療機関・薬局では、資格情報を閲覧できるものの、公費負担者番号・受給者番号は閲覧できない（オンライン資格確認等システムから連携されない）仕組みとする。



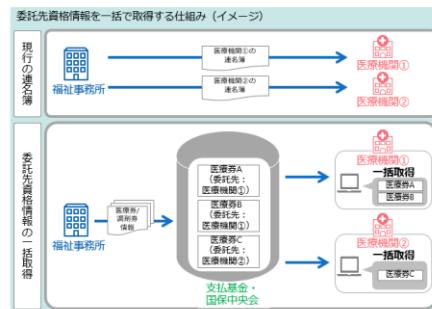
POINT①
福祉事務所から医療等の委託を受けている医療機関・薬局においては、医療券・調剤券情報について閲覧可能となる。

POINT②
未委託の医療機関・薬局（＝福祉事務所から医療等の委託を受けていない）について、医療券・調剤券情報は連携されないが、緊急時等を考慮し資格情報のみ閲覧可能となる。

※未委託の医療機関等について、公費負担者番号・受給者番号は閲覧できない。

医療保険のオンライン資格確認との主な差分④ 現行の連名簿を代替する機能（委託先資格情報の一括取得）

- 現行の連名簿を利用した医療券/調剤券情報のやり取りを代替する機能として、医療機関・薬局において当該医療機関・薬局が委託先として登録された医療券/調剤券情報を一括で取得する機能を実装する。
- 未委託の状態で診療等を行い、福祉事務所が事前に登録した医療券/調剤券情報をについては、この機能を利用して取得すること可能となる。



POINT①
医療などの委託を受けていない状態で受診を行い、事前に福祉事務所にて医療券・調剤券情報の登録が行われた場合にも、一括取得の対象となる。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

別のオンライン資格確認関連施策である電子処方箋事業、オンライン診療等と合同で医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会を開催しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催形態

開催名称	<ul style="list-style-type: none">電子処方箋等の導入に向けた医療機関等ベンダー向け説明会
アジェンダ	<ul style="list-style-type: none">令和5年度スケジュール電子処方箋医療扶助、オン資（オンライン診療等）質疑応答
対象者	<ul style="list-style-type: none">医療機関等システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">令和5年6月12日
会場	<ul style="list-style-type: none">支払基金様会議室
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

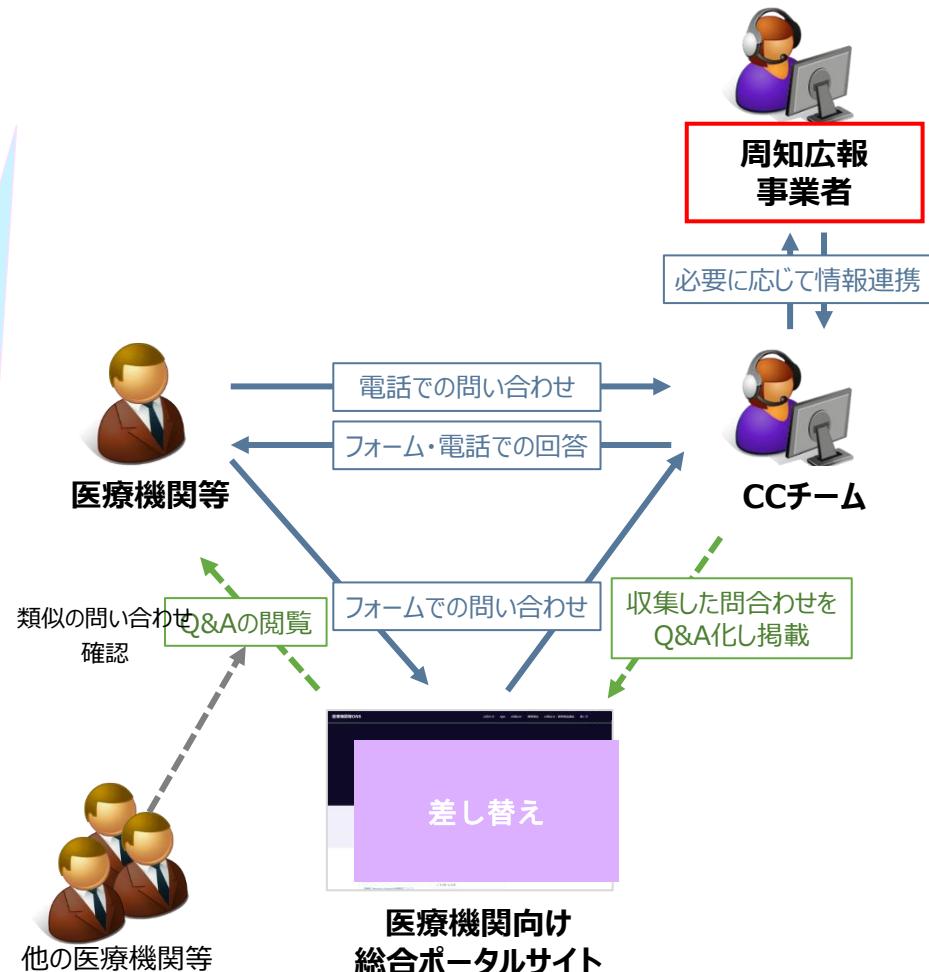
③周知資料の作成

医療機関向け総合ポータルサイトの問い合わせフォーム、もしくは電話にてコールセンターで受領した問合せについて、一次対応を行っている担当者と適宜情報を連携し回答を行いました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせフォーム

■Q&Aの閲覧



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

- ①医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催
- ②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応
- ③周知資料の作成

医療機関等ONSで受領した問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせフォーム

新規問い合わせ

システムに接続できない・エラーが表示された等の問い合わせはこちら

・本お問い合わせフォームは、オンライン販賣機器等システムの導入に係るお問合せについて受け付けております。
 ・個人・会社情報を蓄することございますので、手帳にて記入下さい。また、個人情報等の機密性の高い情報は記載しないよう、
 お願い致します。

・お問合せは、一つの内容につき、1度起きてお願い致します。

● カテゴリー
 -なし- ▼

● タイトル

● 質問内容

添付ファイルを追加
○

■ Q&Aの閲覧

The diagram illustrates the flow of information between medical institutions, ONS operators, and public awareness companies.

主要な情報フロー (Main Information Flow):

- 「周知広報事業者」 (Public Awareness Company) と 「ONS運営事業者」 (ONS Operator) は「必要に応じて情報連携」 (Information Exchange as Needed) を行なう。
- 「ONS運営事業者」 は、「医療機関等ベンダ」 (Medical Institutions Vendor) と 「他の医療機関等ベンダ」 (Other Medical Institutions Vendor) に、「Q&Aの閲覧」 (Viewing Q&A) を提供する。
- 「医療機関等ベンダ」 は、「医療機関・薬局システムベンダ様へ」 (Medical Institutions and Pharmacy System Vendor) のウェブサイトで、「Q&Aの閲覧」 (Viewing Q&A) を行なう。
- 「医療機関等ベンダ」 は、「医療機関等ONS」 (Medical Institutions ONS) に、「フォームでの問い合わせ」 (Inquiry via Form) を提出する。
- 「医療機関等ONS」 は、「医療機関等ベンダ」 に、「類似の問い合わせ確認」 (Confirmation of Similar Inquiry) を行なう。
- 「医療機関等ONS」 は、「ONS運営事業者」 に、「収集した問い合わせをQ&A化し掲載」 (Collects inquiries and publishes them as Q&A) を行なう。
- 「医療機関等ONS」 は、「医療機関等ベンダ」 に、「フォームでの回答」 (Answer via Form) を返す。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療機関・薬局システムベンダが参加する医療機関等ONS（Webサイト）で受領した医療機関・薬局システムベンダからの問合せのうち、多くの医療機関・薬局システムベンダから問合せを受けたもの及び多くの医療機関・薬局システムベンダに関係するものについては、周知資料やFAQの作成に反映し、マス周知（全ての医療機関・薬局システムベンダ向け）を実施しました。

FAQ公開イメージ



オンライン資格確認端末を複数台用意し試験環境へ接続し、並行的に検証する場合、電子証明書も端末分だけ必要になるかと思いますが、追加申請はどちらから行えますでしょうか。

KB001060

222 回

追加申請を行う場合は、以下の申請サイトから申請を行ってください。

■申請サイト

URL: <https://shinsen.iryohokenkyo-portalsite.jp/enquete/vndonline/>

※追加申請する際には、

「オンライン接続試験実施有無」は、「1：実施」を選択および、

「申請区分」は、「電子証明書の追加発行申請」を選択し、必要事項を記入して申請してください。

「医療機関等ベンダ向け接続テスト申請サイト」に関する問合せにつきましては、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。

医療機関等ONSサービスデスク

ONS 作成者：医療機関等ONSサービスデスク
最終更新：7月前

周知連絡イメージ



【資料掲載】「医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール（医療機関・薬局用/訪問看護ステーション用）」の公開

KB001160

6回 2回

令和6年2~4月に運用開始を予定している以下の案件について、医療機関等ベンダに連絡する作業及び関連資料の公開スケジュールを記載した。医療機関等ベンダの内情、周知スケジュールを確認して下さい。

■医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療扶助・薬剤用】

〔令和6年4月運用開始予定期間〕

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入（検証運用）

・40歳未満の事業者が登録するための運用

〔令和6年4月運用開始予定期間〕

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

〔令和6年4月運用開始予定期間〕

・訪問看護等に向けたオンライン資格確認等システムの導入

・オンライン診療・オンライン医療用具におけるオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

■オンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【訪問看護ステーション用】

〔対象案件〕

・〔令和6年4月運用開始予定期間〕

・訪問看護等に向けたオンライン資格確認等システムの導入

・オンライン診療・オンライン医療用具におけるオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

■医療扶助等のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療扶助・薬剤用】

〔対象案件〕

・〔令和6年4月運用開始予定期間〕

・訪問看護等に向けたオンライン資格確認等システムの導入

・オンライン診療・オンライン医療用具におけるオンライン資格確認等システムの導入

・医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入

※件名：「医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療扶助・薬剤用】.pdf」

※件名：「医療扶助のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【訪問看護ステーション用】.pdf」

※件名：「医療扶助等のオンライン資格確認の導入等に向けた2023年4月以降の医療機関等ベンダの作業・周知スケジュール【医療扶助・薬剤用】.pdf」

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

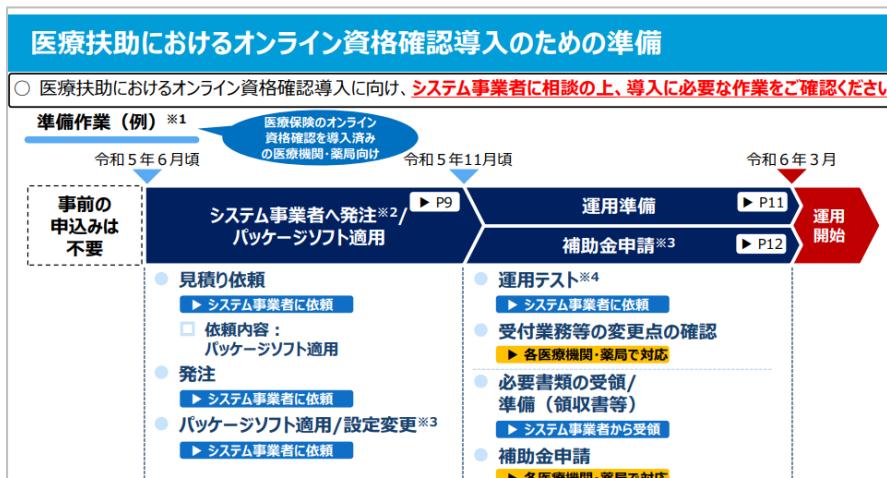
②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に向け、医療機関・薬局が制度を理解した上で導入を推進出来るように、厚生労働省HP、医療機関等向け総合ポータルサイト上で「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」を公開しました。また、医療扶助のオンライン資格確認導入に関する説明をシステムベンダから医療機関・薬局へ実施いただくことを目的とし、医療機関等ONSでも当該資料が公開された旨の周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認導入の周知

導入に係る対応説明



現在、医療保険のオンライン資格確認を未導入、又は導入作業を開始した医療機関・薬局については、システム事業者に対し、**医療扶助におけるオンライン資格確認を併せて導入したい旨をご相談・ご依頼ください**。

※1 記載しているスケジュールは目安であり、システム事業者ごとにスケジュールは異なります。また、運用開始後も医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局では紙の医療券/調剤券による運用となります。

※2 システム事業者の対応スケジュール等により、所要時間が異なるため、お早めにシステム事業者にご相談ください。

※3 申請受付時期は、令和5年11月13日から令和6年3月1日まで、なお、申請に当たっては、同期間内（令和6年3月1日まで）にシステム改修等の完了等が要件となります。詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top）

※4 立会いの有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

補助金に係る対応説明



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

前頁続き。

各HPでの医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

厚生労働省HP

医療扶助のオンライン資格確認の導入・準備

医療機関・薬局・システムベンダ向け

医療機関等向け医療扶助オンライン資格確認導入手引き等を掲載しています。

医療扶助のオンライン資格確認でもっと便利に！

医療扶助のオンライン資格確認でできること

オンライン資格確認の対象が**生活保護受給者（被保譲者）**に拡大し、医療機関・薬局が被保護者の診療情報、薬剤情報を簡便できるようになりますが、**医療扶助独自のメリット**を享受できます。

オンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤の活用イメージ

この図は、医療機関・薬局向けの医療扶助オンライン資格確認導入に関する手引きを公開することをお知らせいたします。本手引きは、医療扶助のオンライン資格確認導入に当たっての医療機関・薬局向けのガイドラインとなっております。

本手引きは、下記の厚生労働省ホームページより閲覧いただくことが可能です。

医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き掲載ページ

医療扶助のオンライン資格確認（mhlw.go.jp）

また、医療機関等向けポータルサイトの以下ページにも手引き掲載ページへのリンクを記載しております。

オンライン資格ってなに？

本手引きをご確認いただいた上で、医療機関等のシステムベンダとの契約調整をご実施いただきますようお願いいたします。

医療機関・薬局における導入スケジュールと作業内容

導入スケジュール

令和1年1月期	令和1年11月期	令和2年3月期
システム事業者へ投注/バケーションソフト適用 ^{※5}	運用準備 ^{※5}	運用開始
販売依頼 契約 バッターソフト適用/設定変更	●運用テスト ●受付業務等の変更点の確認	

作業内容

※1～※3は原則実施される業務で、※4～※5は実施する場合のみ実施される業務です。
※1～※3は原則実施される業務で、※4～※5は実施する場合のみ実施される業務です。
※1～※3は原則実施される業務で、※4～※5は実施する場合のみ実施される業務です。

詳しくは、「**医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き**」をご確認ください。右のQRコードからご確認いただけます。

PDF ◆医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認の周知資料【590KB】 ◆
PDF ◆医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きv1.2【866KB】 ◆

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

トップページ > **お知らせ** > 【お知らせ】医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き公開

この度、医療機関・薬局向け医療扶助オンライン資格確認導入に関する手引きを公開することをお知らせいたします。本手引きは、医療扶助のオンライン資格確認導入に当たっての医療機関・薬局向けのガイドラインとなっております。

本手引きは、下記の厚生労働省ホームページより閲覧いただくことが可能です。

医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き掲載ページ

医療扶助のオンライン資格確認（mhlw.go.jp）

また、医療機関等向けポータルサイトの以下ページにも手引き掲載ページへのリンクを記載しております。

オンライン資格ってなに？

本手引きをご確認いただいた上で、医療機関等のシステムベンダとの契約調整をご実施いただきますようお願いいたします。

医療機関等ONSでの周知

【周知】厚生労働省HPにおける「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」の公開について

● 作成者：医療機関等ONSサービスデスク・■ 8か月前・● 閲覧数：715

厚生労働省HPにおいて、「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」が公開されましたので、ご案内申し上げます。

■掲載元
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

■掲載内容
医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について
医療機関・薬局で変わること
医療機関・薬局におけるメリット
医療扶助におけるオンライン資格確認導入のための準備
運用開始までのスケジュール
Q&A

厚生労働省HPにおいて掲載された資料は、一般向けの公開資料となります。
必要にして、医療機関・薬局への医療扶助のオンライン資格確認導入に際するご説明等に是非ご利用ください。
「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」に関する問合せにつきましては、医療機関等ONSよりお問合せください。
引き続き、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入推進につきまして、今後ともご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

医療機関等ONSサービスデスク

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

令和6年3月1日の運用開始に向けて、同年2月13日から開始した検証運用の周知を、医療機関等向け総合ポータルサイト・医療機関等ONS上で発出しました。運用開始前に運用面やシステム面での課題を早期に検知し適切な対応策を検討・実施するため、参加実施対象の医療機関等に対して案内を送付しました。

検証運用開始に係る周知

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

【全体向けお知らせ】生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の検証運用開始について

対象：全医療機関等（医療機関・薬局のみなさま）

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

医療扶助のオンライン資格確認における検証運用について、厚生労働省からのご案内をお送りいたします。

=====ご案内=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課です。

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、日頃より御協力をいただき、誠にありがとうございます。

医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始日は令和6年3月1日で決定となりました。

これに伴い、同年2月13日より、医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局における検証運用を開始いたします。

医療機関・薬局のみなさまへのご依頼・ご共有事項は、以下の通りです。

【検証運用の概要】

- 目的：本格運用開始前に、運用面やシステム面での課題を早期に検知し、適切な対応策を検討・実施すること
- 実施時期：令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
- 参加対象機関：
 - 福祉事務所：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している福祉事務所
 - 医療機関・薬局：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局
 - （※）検証運用中に医療扶助のオンライン資格確認を導入した場合はも参加可能です。

実施内容：医療機関・薬局のみなさまについて、被保護者の資格情報、医療券、調剤券情報、薬剤、診療情報の閲覧が可能となります。
（※）被保護者の健診情報は、令和6年4月1日以降に閲覧可能予定。
（※）電子処方箋については、現在対応できていないため、紙の処方箋を被保護者に提供する必要がある。（令和6年3月末対応予定）
（※）検証運用期間中は、紙の医療券・調剤券による運用は継続。（本格運用後も、やむを得ない場合は継続。）

（補足）

- 被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報が確認できない場合、福祉事務所に架電して確認する必要がございます。
- 検証運用に係る不明点や課題等がある場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトにお問合せください。
- 医療機関・薬局での医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修については、医療機関等ベンダに確認が必要です。
- 医療機関・薬局はオンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で「医療扶助情報：利用する」を選択することで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。
- 委託元である福祉事務所の医療扶助のオンライン資格確認の導入状況については、福祉事務所から医療機関・薬局さまへ連絡を行うよう、周知しております。詳細は、福祉事務所にお問い合わせください。

ご多忙のことと想入りますが、検証運用に参加される医療機関・薬局のみなさまにおかれましては、上記をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課

=====

医療機関等ONSでの周知

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の検証運用開始について

KB0011632
511ビュー

日頃より医療扶助のオンライン資格確認の導入へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

医療扶助のオンライン資格確認における検証運用について、厚生労働省からのご案内をお送りいたします。

=====ご案内=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課です。

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、日頃より御協力をいただき、誠にありがとうございます。

医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始日は令和6年3月1日で決定となりました。

これに伴い、同年2月13日より、医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局における検証運用を開始いたします。

医療機関等向けシステムベンダのみなさまのご依頼・ご共有事項は、以下の通りです。

【検証運用の概要】

- 目的：本格運用開始前に、運用面やシステム面での課題を早期に検知し、適切な対応策を検討・実施すること
- 実施時期：令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
- 参加対象機関：
- 福祉事務所：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している福祉事務所
- 医療機関・薬局：令和6年2月13日時点で、医療扶助のオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局
- （※）検証運用中に医療扶助のオンライン資格確認を導入した場合はも参加可能です。
- 実施内容：医療扶助・薬局において、被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報、薬剤・診療情報の閲覧が可能となります。
（※）被保護者の健診情報は、現在対応できていないため、紙の処方箋を被保護者に提供する必要がある。（令和6年3月末対応予定）
（※）検証運用期間中は、紙の医療券・調剤券による運用は継続。（本格運用後も、やむを得ない場合は継続。）

（補足）

- 被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報が確認できない場合、福祉事務所に架電して確認する必要がございます。
- 検証運用に係る不明点や課題等がある場合は、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。
- 検証運用への参加に伴い、医療機関・薬局から早急時の（リケッジ）運用をご要望いた場合は、検証運用への参加に間に合うようご対応いただきますようお願いします。
- 医療機関・薬局はオンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で「医療扶助情報：利用する」を選択することで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。

ご多忙のところ恐れ入りますが、上記をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課

=====

=====以上=====

お知らせに関する質問などにつきましては、医療機関等ONSの問合せフォームよりお問合せください。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

令和6年3月1日の運用開始に向けて事務連絡の発出や、医療機関等向け総合ポータルサイト・医療機関等ONS上での周知を行いました。

医療扶助のオンライン資格確認等導入に伴う業務の流れ及び留意事項を改めて示し、医療機関・薬局及びシステムベンダが円滑にオンライン資格確認を導入できるよう対応しました。

運用開始に係る周知

事務連絡

事務連絡

- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人日本歯科医師会
- 公益社団法人日本薬剤師会
- 一般社団法人日本病院会
- 公益社団法人全日本病院協会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 一般社団法人日本医療法人協会
- 一般社団法人日本チエンドラッグストア協会
- 一般社団法人日本保険薬局協会

厚生労働省社会・援護局保護課

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、貴会におかれましては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年11月29日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第33号。）により、医療扶助におけるオンライン資格確認が本年3月1日から開始されました。

これにより、被保護者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、急迫その他やむを得ない事由を除き、原則としてマイナンバーカードによるオンライン・資格確認を行うことになります。

つきましては、運用開始に伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項等を下記のとおりお示ししますので、ご協力頂きますよう、お願い申上げます。

①医療機関・薬局 システムベンダ向け 説明会の開催

②医療機関・薬局及びシステムベンダの問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

医療機関等ONSでの周知

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の運用開始について

K80011677
586ビュ-

日頃より医療活動のオンライン貢献確認の導入へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。医療活動のオンライン貢献確認システム「医療活動オンライン貢献確認システム」、新たに始めるものであります。

障生労働省・社会・福祉局 係課課題です。

医療扶助のオンライン貢献確認の導入に向け、日頃より御理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
医療扶助のオンライン貢献確認は、令和6年3月1日（金）から導入を開始いたします。

（医療機関）
医療機関は、医療保険料、医療保険料の支拂い、医療保険料の支拂いの場合は、医療保険料の支拂いを支拂うことをいいます。

- ・虚偽に係る不明确や課題等がある場合は、医療機関等ONLINEの問合せフォームよりお問合せください。

ご多忙のところ恐れ入りますが、上記を

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成



③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認等システムについて、医療機関等運用テストに係る周知を行いました。

医療機関等ONS上にお知らせを掲載し、テスト計画書・テストシナリオ等を提示することで医療機関等におけるテストが円滑に進むよう対応しました。

医療機関等における運用テストについて

医療機関等運用テスト計画書

重要性分類II

2. スケジュール

1. 目的上概要

目的
医療機関等運用にシステム、オンライン・病院検索等システムから出力される患者情報・手術情報・診療情報を、薬剤情報・薬業情報・特定健診情報を連携アフレーザン又はWeb上で一元的に確認・検索・表示する機能を備え、医療情報等又は医療機関等へ向けて云々を確立することを目的としています。
◆ 医療機関の既存システム（レセプト・カーネル・システム）と連携する
◆ システム・動作、運用上の支障等の情報を確認する
◆ オンライン・病院検索・手術情報・診療情報を、薬業情報・特定健診情報・医療機関情報を連携の運用を開始すれば、説明、機器の動作、運用などの状況を確認する

1

別冊 操作 操作	
医療機関	医療機関登録情報登録システムの導入
訪問診療等におけるオンライン医療確認システムの導入	(電子医療方針対応版)
オンライン診療・オンライン薬剤指導におけるオンライン医療確認システムの導入。(電子処方箋対応版)	(電子処方箋対応版)
既に導入可能な情報 (情報構造・変割情報・診療情報・(電子情報構造))	(電子情報構造)

訪問
者

以下为本报告中所用的术语的定义：

1

- 訪問診療等・オンライン診療等(電子処方箋対応含む) 令和6年3月～(仮)

外語

外部
テストシナリオ、
運用テスト仕様書
支払基盤が提示するテストシナリオ
を医療機関等が準備する

【お知らせ】医療扶助のオンライン資格確認対応に係る医療機関等運用テストの開始について

KB0011544

490 ピュード

令和6年3月に運用開始を予定している医療扶助のオンライン資格確認等システムについて、医療機関等運用テストを以下の日時から実施可能となる予定です。訪問診療等・オンライン診療等の医療機関等運用テストの開始については、別途周知させていただきます。

2023年11月15日 (水) 9:00

接続検証環境第二に接続し、環境設定情報更新画面で「医療扶助情報」を「利用する」に設定した上で、当該テストを実施してください。詳細は以下の資料をご参照ください。

- ・医療機関等運用テスト計画書（医療扶助/訪問診療等/オンライン診療等対応版）
https://vendorons.service-now.com/sp?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011487
 - ・医療機関等運用テストシナリオ（医療扶助・訪問診療等・オンライン診療等）（オンライン資格確認）
https://vendorons.service-now.com/sp?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011497
 - ・医療機関等運用テストシナリオ（医療扶助・訪問診療等・オンライン診療等）（薬剤情報等、特定健診）
https://vendorons.service-now.com/sp?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011498
 - ・医療機関等運用データ（医療扶助・訪問診療等・オンライン診療等）（オンライン資格確認・薬剤情報等・特定健診）
https://vendorons.service-now.com/sp?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011499

医療機関等運用テストシナリオ

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の作成

①医療機関・薬局
システムベンダ向け
説明会の開催

②医療機関・薬局及
びシステムベンダの
問い合わせ対応

③周知資料の作成

医療扶助のオンライン資格確認に係る助成金について周知を行いました。

補助金に係る説明資料や申請に必要な資料を医療機関等向けポータル上に掲載し、医療機関・薬局が補助金を活用して導入推進出来るよう対応しました。

補助金に関する周知

医療機関等向け総合ポータルサイトでの周知

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について

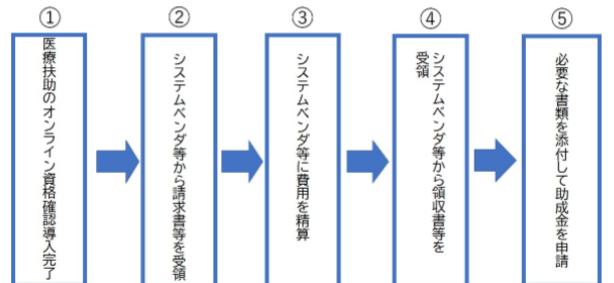
▲ 更新者：管理者90 · 曜 12日前 · ● 読観数：129017 · ★★★☆☆

No.	目次
1	助成金交付申請の流れ
2	助成金申請期間
3	助成金交付額
4	助成金対象項目
5	助成金申請に必要な書類
6	申請様式・手書き等

1.助成金交付申請の流れ

○助成金申請については、以下の流れで行ってください。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る助成金申請の流れ



医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定 医療機関・指定薬局への補助に係る説明

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る保険医療機関及び薬局への補助

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、保険医療機関及び薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

③ 施策の概要

保険医療機関等におけるシステムの改修内容が整理されるため、保険医療機関等において早期からシステム改修に着手できるよう、保険医療機関等への補助を実施する。
※医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 保険医療機関等（間接補助）

【補助率】 病院、大型チェーン薬局：1/2、診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○ 保険医療機関等におけるレセプトコンピュータ等のアプライケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで地方への受付が月4万回以上の業種)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額5.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○ 保険医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- ・交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・申請内容の確認
- ・保険医療機関等への修正依頼
- ・申請書類の差し替え
- ・データ入力
- ・保険医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

保険医療機関等において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することができるようになりますことにより、より良い医療サービスを提供することが可能となるほか、直ちに資格確認を行うことによる医療扶助の適正な運営が図られる。

